账

# 髙和果公報

発 高 知 見 内 一 丁 目 2番 20 号 発 **行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

#### 目 次

告 示 ○県統計調査の実施 (統計分析課) ○保安林の指定予定の通知(2件) (治山林道課) ○保安林の解除予定の通知 ( ") ○国土調査の成果の認証 (用地対策課) ○公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾・海岸 課) 公告 ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 高知海区漁業調整委員会指示 ○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又は

# 告 示 -------

ちょうたろうの採捕に係る指示

# 高知県告示第587号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称 事業者防災対策アンケート調査

令和3年7月20日

2 調査の目的

南海トラフ地震対策行動計画において、事業継続計画(BCP)の策定率を計画期間末までに従業員数50名以上の事業者の60パーセント以上とする目標を掲げていることから、現在の事業者の防災対策及び事業継続計画(BCP)の策定についての状況を把握し、今後の事業者防災を推進する上での基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

- (2) 単位
- 事業所 (3) 属性

従業員数30名以上の事業者(公的な事業者を除く。)に属 する県内の事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
  - ア 事業者の概要
    - (ア) 事業所の名称等
    - (イ) 業種
    - (ウ) 常時雇用者数
  - イ 南海トラフ地震を対象とする事業継続計画 (BCP) の 策定状況
  - ウ 南海トラフ地震への防災・事業継続について
  - (ア) 被災時の人的対応体制
  - (イ) 緊急連絡網の整備状況
  - (ウ) 災害対応のためのオフィス機能の整備状況
  - (エ) 代替拠点の選定状況
  - (オ) 被災時の優先業務の選定状況
  - (カ) 建物、設備等への地震等対策状況
  - (キ) 備蓄品の状況
  - (ク) データ等のバックアップ状況
  - (ケ) 行政への支援要望
  - エ 高知県事業継続計画 (BCP) 策定推進プロジェクトについて
  - オ 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度について
  - (2) その基準となる期日

報告を求める年の8月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数
  - 1,000事業所
- (2) 選定方法

信用調査会社の名簿を用いて、従業員数50名以上の事業者にあっては全ての事業所、従業員数30名以上49名以下の事業者にあっては業種ごとの割合が事業者全体の業種ごとの割合と同一になるように有意抽出し、従業員数50名以上の事業者の事業所及び従業員数30名以上49名以下の事業者の事業所の合計が1,000事業所となるよう、支社、支店等の拠点ごとに選定する。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

郵送による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期
  - 3年
- (2) 調査の実施期間

報告を求める年の8月上旬から同月下旬まで

# 高知県告示第588号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和3年7月20日

高知県知事 濵田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 安芸郡東洋町野根字丑地丁302のロ
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第589号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和3年7月20日

高知県知事 濵田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町立川上名字ヨコアレ1675の27、字ホソアレ1678の17、1678の19

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- 0 捐汇施未支目
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

#### 高知県告示第590号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年7月20日

高知県知事 濵田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 四万十市西土佐下家地字山窪2042の7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

#### 高知県告示第591号

高知市吸江及び五台山の各一部地区並びに瀬戸西町三丁目、瀬戸南町一丁目及び瀬戸南町二丁目地区、室戸市吉良川町の一部地区、南国市陣山の一部地区、土佐市宇佐町宇佐の一部地区、安芸郡東洋町野根の一部地区、安芸郡奈半利町杉ヶ窪、宮ノ西及び甲ノ畴の各一部地区並びに天コイノ峠地区、吾川郡いの町加田及び葛原の各一部地区、高岡郡四万十町寺野の一部地区、幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部地区並びに幡多郡黒潮町有井川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月20日

高知県知事 濵田 省司

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 高知市
- (2) 南国市
- (3) 土佐市
- (4) 東洋町
- (5) 奈半利町
- (6) いの町
- (7) 四万十町
- (8) 大月町
- (9) 黒潮町
- (10) 芸東森林組合
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 高知市吸江及び五台山の各一部並びに瀬戸西町三丁目、 瀬戸南町一丁目及び瀬戸南町二丁目

平成29年度から令和元年度まで

(2) 南国市陣山の一部

平成30年度及び令和元年度

- (3) 土佐市宇佐町宇佐の一部 平成29年度から令和元年度まで
- (4) 安芸郡東洋町野根の一部

平成26年度から平成29年度まで

(5) 安芸郡奈半利町杉ヶ窪、宮ノ西及び甲ノ畴の各一部並び に天コイノ峠

平成29年度及び平成30年度

- (6) 吾川郡いの町加田及び葛原の各一部
  - 平成30年度及び令和元年度
- (7) 高岡郡四万十町寺野の一部 平成28年度から平成30年度まで
- (8) 幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部 平成30年度及び令和元年度
- (9) 幡多郡黒潮町有井川の一部 平成30年度及び令和元年度
- (10) 室戸市吉良川町の一部 平成30年度及び令和元年度
- 3 成果の名称
- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 南国市地籍図及び地籍簿
- (3) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (4) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (5) 奈半利町地籍図及び地籍簿
- (6) いの町地籍図及び地籍簿
- (7) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (8) 大月町地籍図及び地籍簿
- (9) 黒潮町地籍図及び地籍簿
- (10) 室戸市地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

令和3年7月20日

#### 高知県告示第592号

港湾法(昭和25年法律第218号)第58条第2項の規定により、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定によるしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

令和3年7月20日

高知港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 濵田 省司

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称 高知市丸ノ内一丁目2番20号
  - 高知県(高知県知事 濵田 省司)
- 2 埋立区域
- (1) 位置

高知市仁井田字七窪73番1から字五窪92番1に至る土地の 地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に結んだ線及び点52と点46とを直線で結ん だ線により囲まれた区域

点46 高知灯台(北緯33度29分48秒・東経133度34分24 秒)から38度12分28秒2,611,65メートルの地点

点68 点46から201度01分19秒21.78メートルの地点

点67 点68から251度51分00秒293.62メートルの地点

点66 点67から161度58分14秒168.03メートルの地点

点65 点66から128度03分26秒113.35メートルの地点

点60 点65から217度28分48秒70.92メートルの地点

点62 点60から307度28分57秒97.03メートルの地点

点61 点62から252度00分03秒119.01メートルの地点

点53 点61から342度00分00秒239.99メートルの地点

点52 点53から72度00分00秒110.00メートルの地点

(3) 面積

51,941.52平方メートル

- 3 埋立地の用途 港湾関連用地
- 港湾関連用地4 免許年月日及び免許番号

平成元年11月8日

高知県指令元港第241号

5 しゅん功認可年月日 令和3年7月20日

> \_\_\_\_\_\_ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 令和3年7月20日

高知県知事 濵田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和2年9月11日 2高東土第30-4 号	香南市野市町西野字 ヲノ丸1838番1ほか 18筆	香南市野市町西野 2043番地 1 株式会社竹内不動 産 代表取締役 竹内 孝兵
令和3年3月30日 2高都計第550号	香美市土佐山田町字 西臼井2284番 1	高知市比島町四丁 目11番1号 エスティハウス有 限会社 代表取締 役 岡 貞男

\_

#### -----

# 海区漁業調整委員会指示

# 高知海区漁業調整委員会指示第92号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和3年6月21日に、次のとおり指示した。

令和3年7月20日

高知海区漁業調整委員会会長 前田 浩志

(定義)

1 この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。

(採捕の制限)

- 2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域 内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整 委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたものについ ては、この限りでない。
- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 委員会が特に認めた者

(制限区域)

- 3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に 掲げるとおりとする。
- (1) 点の位置
  - 点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
  - 点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
  - 点ウ 須崎市戸島高碆
  - 点エ 須崎市久通沖の碆漁場基点
  - 点才 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
  - 点力 須崎市角谷崎高婆共同漁業権境界基点
- 点キ 須崎市角谷岬突端
- 点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点
- 点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と 点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交
- 点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点 カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点
- 点サ 点オから点力を見通した線から左に27度15分の線と点 カから点才を見通した線から右に87度37分の線との交点
- 点シ 点オから点力を見通した線から左に4度40分の線と点 カから点才を見通した線から右に132度36分の線との交 点

- (2) 区域
- ア 区域 1 (第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域) 点アから点エを見通した線から右に72度 2 分の線及び点 イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間 の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区 域並びに神島、中ノ島及び戸島の最大高潮時の海岸線から 沖合400メートルの線に至る区域
- イ 区域 2 (第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域) 点オカを結ぶ直線の延長線、点イウを結ぶ直線の延長線 及び点クから磁針方位125度 0 分の線により区切られた海 域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ 4 直線以 北の須崎湾を除く海域中点イケ間及び点キク間の最大高潮 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安 和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に 至る区域

(殻長の制限)

4 2のただし書による委員会の採捕の承認(以下「採捕の承認」という。)を受けた者であっても、殻長4センチメートル未満のちゃんばら又は殻長8センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(承認証の携帯)

5 採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該採捕の承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。

(報告書の提出)

6 採捕の承認を受けた者は、当該採捕の承認に係る承認期間の 終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報 告書を委員会に提出しなければならない。

(採捕の承認の取消し)

7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知 県規則第73号)に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕 したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、採捕の 承認を取り消すことができる。

(事務の取扱い)

8 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、令和3年9月1日から令和6年8月 31日までとする。 ~